

保安規定ヒアリング（1月22日）にて説明

2020年1月22日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所3号炉原子炉容器上部ふた取替による蒸気発生器保管庫の
1号、2号及び3号炉共用化に伴う廃止措置計画、原子炉施設保安規定の扱いについて

[各手続きの時期は以下の通りであり、蒸気発生器保管庫共用化の扱いについて検討した]



1. 前提

- ・ 3号炉原子炉容器上部ふた取替（VHR）に伴う蒸気発生器保管庫の1号、2号及び3号炉共用化については、昨年11月20日に許可を頂き、3号炉の設置許可上は、1～3号炉共用となっている。
- ・ 1/2号炉の廃止措置計画認可申請については、現状、蒸気発生器保管庫の1～3号炉共用化については取り入れていない。
- ・ 1/2号炉の廃止措置に伴う保安規定変更認可申請については、従前のおり廃止措置プラント側の廃止措置安全課長（旧安全管理第一課長）が管理する方針としている。

2. 検討

①廃止措置計画

設置許可上共用化されていることから、最新の設置許可との整合性から共用化を取り入れる必要がある。

②保安規定

保安規定上は、どの施設を誰が管理するかを定めており、施設の共用化を明言した手続きはない。従って、実際に蒸気発生器保管庫に3号炉原子炉容器上部ふたが搬入するまでは、現状と変わらないことから従前の管理で問題ない。

3. 対応案

①廃止措置計画

蒸気発生器保管庫の1～3号炉共用化を反映する。

②保安規定

従前の管理を継続し、3号炉原子炉容器上部ふた搬入工事に合わせて変更手続きを行う。

以上

